



2023年8月14日

各位

会社名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス
代表者名 代表取締役社長 柴田 紳
(コード番号 7383 プライム市場)
問合せ先 取締役 C F O 渡 邊 一 治
電 話 03-4530-9235

連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ及び貸倒引当金繰入の計上に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ネットプロテクションズにおいて、同社の取引先に対する債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、以下の通りお知らせします。

記

1. 当社子会社の概要

(1) 名称	株式会社ネットプロテクションズ
(2) 所在地	東京都千代田区麹町四丁目2番地6
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柴田 紳
(4) 事業内容	決済ソリューション事業
(5) 資本金	100百万円

2. 当該取引先の概要

当該取引先については、法的整理等の事実は発生していないため、当該取引先の事業継続への影響等を考慮し、名称等の公表は差し控えます。

3. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

当該取引先は、当社の連結子会社である株式会社ネットプロテクションズが提供する決済ソリューション「NP 後払いサービス」(以下「本サービス」といいます)の加盟店です。株式会社ネットプロテクションズは、「NP 後払いサービス加盟店規約」(以下「加盟店規約」といいます)に則り、当該取引先から、当該取引先の顧客(以下「顧客」といいます)に対する代金債権の譲渡を受け、顧客からの代金回収を行うと共に、当該取引先に対して譲渡債権の対価の支払を行いました。

ところが、代金回収を行う過程で、複数の顧客より当該取引先との売買契約を締結した覚えがない等の申し出が確認されたため調査を行った結果、譲渡債権に本サービスの提供要件を充足しない取引が含まれていることが判明しました。そこで、要件を充足しないと判断した取引について顧客保護のため顧客への請求を停止すると共に、加盟店規約に則り該当取引に係る債権の買戻請求を行い、当該取引先に対し、買戻代金の支払を求めるとしました。

買戻代金支払を受けるため、当該取引先との協議を重ねて参りましたが、支払がなされない状態が続いており、同社の運営状況・財務状況を始めとした多面的な調査を行った結果、取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断しました。

4. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

債権の種類	金額	資本合計に対する割合
未収入金	142 百万円	0.78%

5. 貸倒引当金繰入の計上

当該取引先に対する債権 142 百万円に対して、今後本サービスの提供要件を充足しないと判断する可能性がある取引額を 20 百万円と見積り加算した、163 百万円を貸倒引当金繰入として計上します。なお、貸倒引当金繰入計上の原因となった取引は 2024 年 3 月期第 1 四半期以前に発生していたものであるため、2024 年 3 月期第 1 四半期に計上しています。

なお、2023 年 3 月期末までに、当該取引先の顧客向けの一般債権に対する貸倒引当金として 52 百万円を計上しています。当該一般債権は、顧客への請求の停止及び当該取引先への債権の買戻請求によって、当該取引先に対する債権となります。当該取引先に対する債権の貸倒引当金 163 百万円はこれを考慮したものであるため、差額である 110 百万円が 2024 年 3 月期第 1 四半期への影響額となります。

6. 今後の見通し

当社グループは、あらゆる商取引を安心、安全、そしてスムーズに実現する後払い決済を提供しています。今後も顧客保護を最優先に、問題がある債権について精査を継続して参ります。また、当該取引先に対しては弁護士を交えて法的な回収策を進めており、できる限りの債権回収に努めて参ります。

なお、当該貸倒引当金繰入の計上による 2024 年 3 月期半期及び通期の業績予想の変更はありません。

以 上